

発議第5号

学校教育現場の体制整備と財源確保を求める意見書

標記について、高山市議会会議規則（昭和42年高山市議会規則第1号）第14条の規定に基づき提出する。

平成28年9月23日提出

提出者 高山市議会議員 沼津光夫

賛成者 高山市議会議員 牛丸尋幸
藤江久子
中田清介
中箴博之
渡辺甚一

学校教育現場の体制整備と財源確保を求める意見書

グローバル化や生産年齢人口の減少など社会情勢や経済の急速な変化とともに、学校現場が抱える課題が複雑化・多様化する中で、貧困問題への対応や保護者等からの要望への対応など、学校に求められる役割が拡大し、学校や教員だけでは解決できない課題が増大している。

高山市においては、地域で子どもを育むさまざまな取り組みが自主的かつ積極的に展開されているが、教員の担う業務は増える一方で、子どもと向き合う時間が削られているとの声をよく耳にするところであり、教員が総合的な指導を担う日本の学校の特徴を生かしつつ、複雑化・困難化する課題に対応可能な体制構築を求める声があがっている。

よって国におかれては、下記の項目について、直面する諸課題の解決の取り組みを推進するよう強く要望する。

記

1. 教職員体制の整備充実を図るとともに、専門職員や専門スタッフ等が学校運営や教育活動に参画していくための体制構築と、そのための財源を確保すること。
2. 教員が担うべき業務に専念し、子どもと向き合う時間を確保するため、学校や教員が携わってきた従来の業務を不断に見直し適正化を図ること。
3. 部活動における教員の負担軽減を図り、かつ部活動の指導を充実するため、休養日の設定を徹底した上で、地域のスポーツ指導者や引退したトップアスリート、退職教員、運動部や文化部所属の大学生等、地域の幅広い協力を得て行えるよう環境整備を進めること。
4. 教員の長時間労働という働き方を見直し、心身ともに健康を維持できる職場づくりを推進するため、定期的な実態調査の実施及びメンタルヘルス対策の推進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月23日

高山市議会